

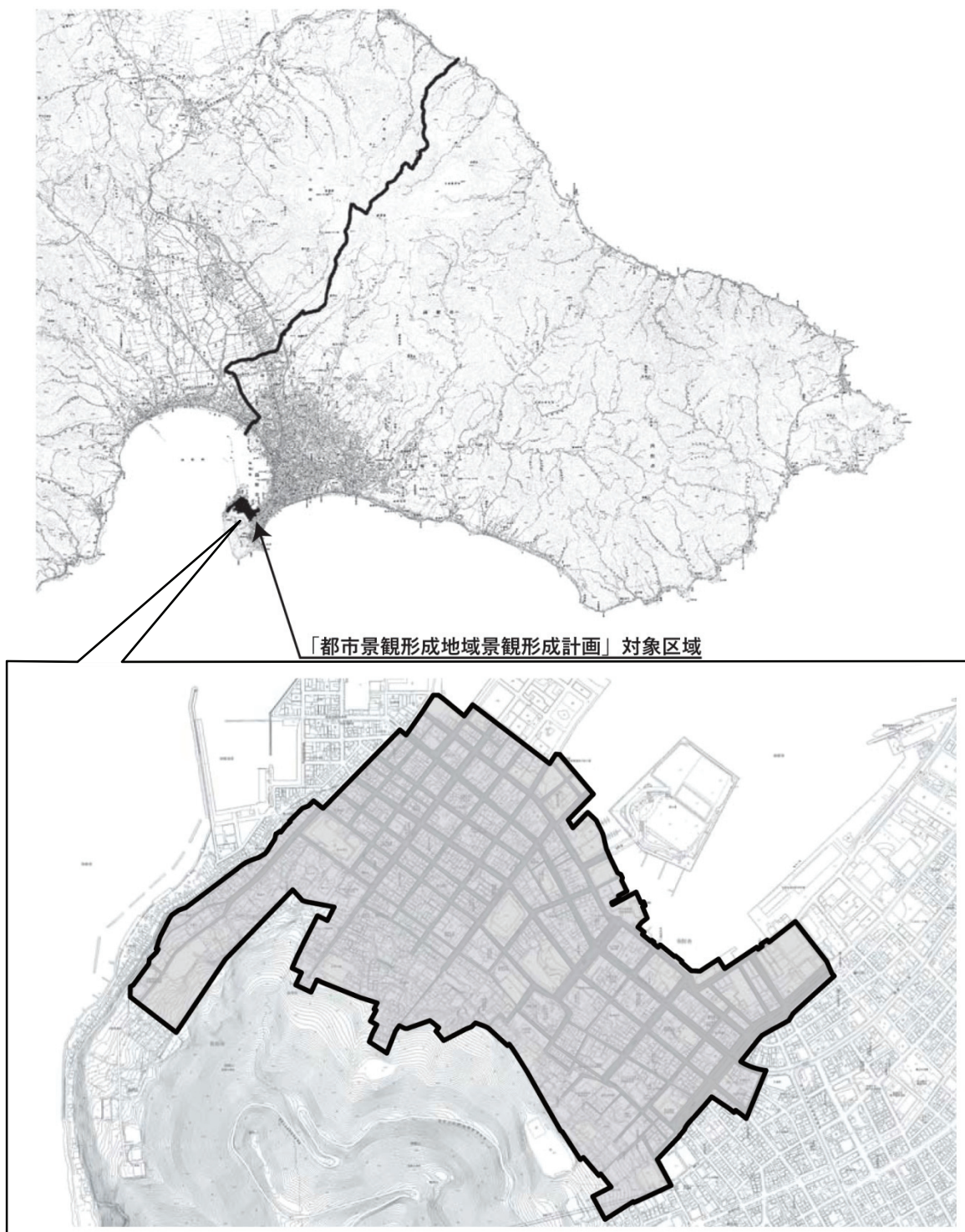
## 第2章 都市景観形成地域景観形成計画の検証

---

---

## 第1節 計画概要

昭和63年度に策定した「都市景観形成地域景観形成計画」で定めた、都市景観形成地域の概要や方針を整理する。



## ～以下、昭和63年度に策定した都市景観形成地域景観形成計画より抜粋～

**第1部 都市景観形成地域の概要****1. 都市景観形成地域の概要**

当地域は「函館発祥の地」であり、ながく北海道の中心的役割を果たし、開港以来の歴史的遺産や特有の文化の蓄積が多くみられる歴史的地域である。

それは背後の函館山や函館港と相まって、特有の歴史的環境をつくり出しており、函館市民の誇りとする地域であると同時に、全国的にも評価が高く、現在本市を訪れる年間約340万人の観光客の多くが足をはこぶ地域であり、まさに函館らしさを象徴する代表的な地域である。

**2. 都市景観形成地域の位置づけ**

当地域を函館市民の精神的な核・シンボル核として位置づけ、歴史と文化をいかした良好な住宅地の形成をはじめ、臨港地区における親水性の向上や、歴史的文化遺産の保護・保存と整備などを図ることによって、さらにその質を高めていくこととする。

**3. 都市景観形成地域の景観特性**

当地域には歴史的かつ文化的な古建築が数多く点在するほか、和風、洋風、和洋折衷様式の建築物が多く集積している。

これらの建物と周囲の坂道・街路等が、緑地（函館山）と水辺（函館港）につつまれて違和感なく融合しながら、他都市に類のない特有の歴史的文化的環境をつくり出している。

地域内はさまざまな景観構成要素からなっており、地域全体に共通する景観特性を「歴史文化景観」としてとらえることができる。

**4. 都市景観形成地域の現況**

当地域は建物の老朽化・不良住宅ストックの増加をはじめ、下水道等の都市施設の不備・建物の過密とオープンスペースの不足・災害時における危険性など、多くの居住環境上の問題をかかえている。

その中で、歴史的景観を構成していた建造物においても、近代的なものへとつくり替えられる傾向が見られるとともに、地域の景観特性になじまないデザインを有する建物や高層の建物が散見されるようになり、歴史的景観のまとまりと融合の原理が失われつつある。

また、都市構造の大きな変化の中で、急激な人口の流出・高齢化といった現象が見られ、当地域と密接な関係をもつ造船業・水産業の不振などにより、地域全体の活力は大きく低下してきている。

**5. 景観形成上の課題**

当地域の景観形成にあたっては、歴史的景観の保全とともに、居住環境の整備・向上を早期に図る必要がある。

それは地域住民の快適性の向上や新規人口の導入、人口構成の適性化を図る上でも不可欠で

あり、それが文化・観光資源の充実とともに、地域に活力を生みだすことにつながっていく。  
そして、歴史性をいかした新たな創造と歴史的景観の保全が一体となって、調和のとれた活力ある町並みとして、当地域をより魅力あるものとするのが、景観形成上の大きな課題となる。

## 第2部 景観形成の方針

### 1. 基本方針

「歴史と文化をいかしたまちづくりーやすらぎとうるおいと活力のあるまち」

### 2. 基本目標

#### ① 歴史的環境の保全

当地域の歴史的環境は、地域住民のみならず市民全体が共有する貴重な財産であり、誇りとするものである。

地域住民の共感を育むものとしても、保全し、継承していくことが大切である。

#### ② 居住環境の質的向上

当地域の居住環境は、従来の安全性・保健性・利便性などの主に量的整備の尺度からすれば、決して良好なものとは言い難い。

これらは早急に解消する必要があるが、その際にアメニティ（快適性）といった生活空間の質的な視点が重要であり、景観形成の目標の一つもそこにある。

#### ③ 魅力ある環境の創出

当地域は市民の精神的な核・シンボル核として、より魅力ある環境を創出する必要がある。

古い建物の再利用を含め、歴史的環境をいかし、現代の生活様式に適合した、新たな環境の創出が大切である。

### 3. 基本姿勢

#### ① 対象となる空間

良好な景観形成のためには、公的空間はもちろんのこと、私的空間のうち公的空間との境界領域を半公的空間としてとらえ、景観形成の対象空間として位置づける。

#### ② 視点

##### イ) まもる

長い歴史の中で蓄積され、まちに個性とうるおいを与えている歴史的環境や自然など、すぐれた景観資源については、これを保全し、継承する。

##### ロ) そだてる

今日の生活に適合し、快適性を保つためにも改善を必要とするものについては、地域固有の環境特性をいかしながら改善を進め、変化の中に歴史の連続性が保たれるように配慮する。

##### ハ) つくる

新たな創造は、健全な地域形成の上でも必要であるが、その場合においても地域の景観特性を十分に考慮し、すぐれた都市空間の創造をめざす。

③ 住民参加

景観は市民および地域住民が共有する財産であるという認識と、地域住民のコミュニティ意識に支えられた主体的参加が必要であり、行政と市民・地域住民が一体となって景観形成をすすめていくことが基本である。

4. 計画の対象

① 誘導計画の対象

誘導計画は、都市景観形成地域の全域を対象として計画を策定する。

計画は地域内の景観特性をさらに細かく分類し、その分類ごとの景観形成について、その方向を明らかにする。

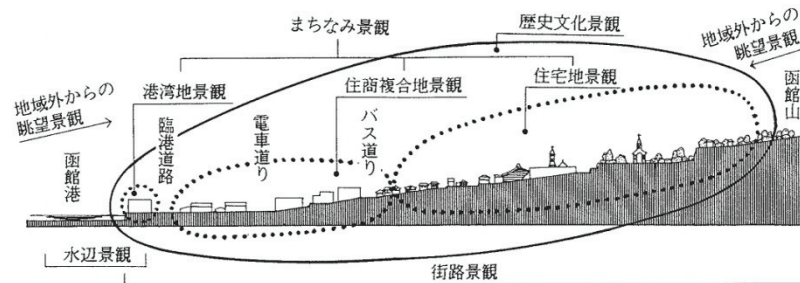
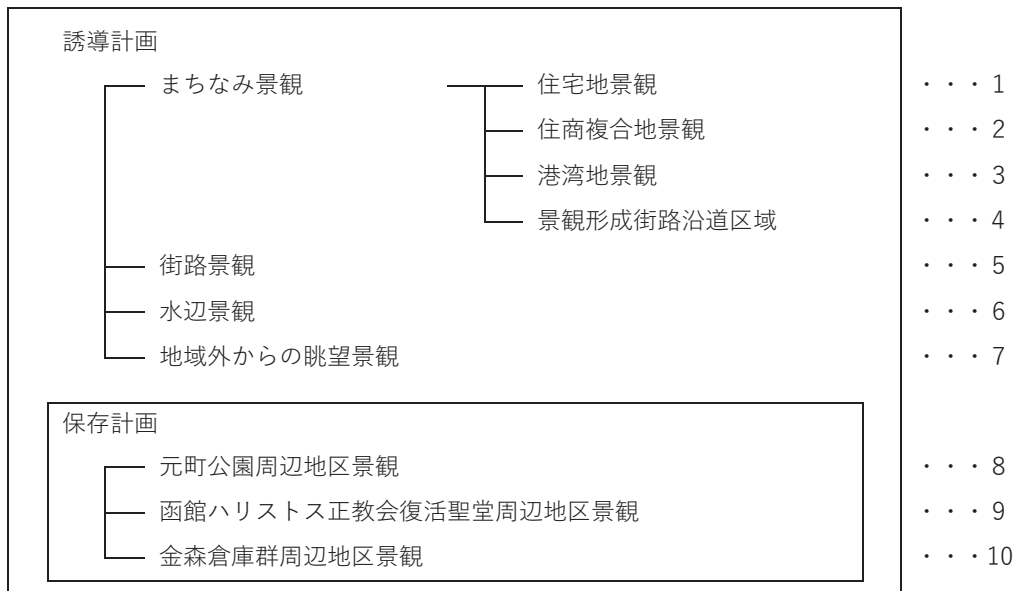
② 保存計画の対象

保存計画は、都市景観形成地域においても特に貴重な歴史的建造物が群をなし、それと一体となってその価値を形成している地区を対象として計画を策定する。

計画はその構成要素の保存のあり方について、その方向を明らかにする。

## 第2節 施策の検証

都市景観形成地域景観形成計画は、下記のとおり「誘導計画」と「保存計画」によって構成されていることから、それぞれの構成要素ごとの基本方針と施策の方向について検証する。



## 1 まちなみ景観（住宅地景観）

### （1）基本方針

#### ① 個性をいかした住宅地の形成

歴史性と地形上の特色をいかし、より魅力的で個性あふれる住宅地の形成をめざします。

#### ② 安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備をはじめとして居住環境の向上に努め、安全で快適な住宅地の形成をめざします。

#### ③ 成熟したコミュニティの維持

市民生活の基盤となっている成熟したコミュニティについては、景観形成にも不可欠であり、その維持に努めます。



弥生町

### （2）施策の方向

#### ① 歴史的建造物の保全と活用

- [実施内容]
- ・ 都市景観形成地域の指定（S63）
  - ・ 景観形成指定建築物等の指定（S63）
  - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
  - ・ 西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
  - ・ 景観登録建築物の登録（H25）
  - ・ 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

- ② 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導
- [実施内容]
- ・ 都市景観形成地域の指定 (S63)
  - ・ 景観形成基準の設定 (S63)
  - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
  - ・ 景観に関する啓発・誘導 (S63～)
  - ・ 融資のあっせん制度 (H1～H16)
  - ・ 景観アドバイザーによる技術的支援 (H15～)
  - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17～)
  - ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)
  - ・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
  - ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)
- ③ 寺院群や教会群の景観保全と周辺環境の整備
- [実施内容]
- ・ 景観形成指定建築物等の指定 (S63)
  - ・ 景観形成基準の設定 (S63)
  - ・ 道路等の整備 (随時)
- ④ 周辺の歴史的景観と調和するとともに, 快適な居住環境をもった, 良好な住宅地整備の促進・誘導
- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
  - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)
  - ・ 融資のあっせん制度 (H1～H16)
  - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17～)
  - ・ 住宅リフォーム補助制度 (H24～)
- ⑤ 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備
- [実施内容]
- ・ 下水道・道路・公園等の都市施設の整備 (随時)
- ⑥ 公的施設の質的向上
- [実施内容]
- ・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)
  - ・ パブリックアートの設置 (H11～H19)
  - ・ 弥生小学校や旧イギリス領事館などの公共施設の整備 (随時)
- ⑦ オープンスペースの確保
- [実施内容]
- ・ 空家の解体支援 (H24～)
- ⑧ 景観協定の推奨
- [実施内容]
- ・ 景観協定に係る活動への支援 (H2～)



- ⑨ 景観形成住民団体の推奨  
 [実施内容] ・ 景観形成市民団体の活動への支援 (H1～)  
 ・ 景観整備機構指定制度 (H27～)

- ⑩ 共同建て替えの推奨  
 [実施内容] 未実施

- ⑪ 二世帯・三世帯が居住する住宅の推奨  
 [実施内容] 未実施

### (3) 考察

- ① 個性をいかした住宅地の形成
- ・ 歴史的な町並みを保全するための規制や誘導，歴史的環境を保全するための取組などを行ったことにより，魅力的な住宅地が形成されている。
  - ・ 景観形成基準で建築物の高さを制限したことにより，マンションなどの高層建築物等の建設が抑制された。
  - ・ 景観形成基準を定めたものの，一般的な住宅と同様の外観を有する住宅が建築されている。
  - ・ 歴史的建造物への補助制度が構造・用途・面積などの区分がなく，補助金額の上限が一律であるなど，実態と乖離している場合がある。
  - ・ 歴史的建造物に対する助成制度について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しを検討する必要がある。
  - ・ 景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。
  - ・ 景観登録建築物のさらなる物件の登録を推進していく必要がある。
  - ・ 旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が残っており，その活用策について検討する必要がある。
  - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度の活用が，年間1～2件と低調となっている。
- ② 安全で快適な居住環境の実現
- ・ 下水道や道路などの整備により居住環境が向上している。
  - ・ 密集している木造家屋が減少したことにより，地域内の防災性が向上している。
  - ・ 雨水排水が古い側溝のままであるなど，都市基盤の整備が必要なエリアも残っている。
  - ・ 共同建て替えや多世代が居住する住宅を推奨する施策が講じられていない。
  - ・ 未接道敷地や狭小宅地を解消するなど，安全で快適な居住環境を推進する施策が必要である。
  - ・ 生活道路や坂道など，より安全に利用でき，魅力的な空間にするため，バリアフリー化や道路の高質化などの施策が必要である。

③ 成熟したコミュニティの維持

- ・ 地域のコミュニティを維持するため、景観協定等の制度を創設したものの、活用されるまでに至っていない。
- ・ 地域の居住人口が減少し、コミュニティの維持が困難な状況になりつつある。

## 2 まちなみ景観（住商複合地景観）

### （1）基本方針

#### ① 個性をいかした親しみと魅力ある商店街の形成

歴史を背景とした個性をいかし、親しみのある商店街の形成を図るとともに、市民や市外からの来訪者にとっても魅力ある商店街の形成をめざします。

#### ② まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあっては、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観形成をめざします。

#### ③ 安全で快適な環境の整備

そこに住み、働く人たちにとっても、安全で快適な生活の場、活動の場として整備を図ります。



末広町

### （2）施策の方向

#### ① 歴史的建造物の保全と活用

- [実施内容]
- ・ 都市景観形成地域の指定（S63）
  - ・ 景観形成指定建築物等の指定（S63）
  - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
  - ・ 西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
  - ・ 景観登録建築物の登録（H25）
  - ・ 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

#### ② 個性ある商業施設の誘導

[実施内容] 未実施

- ③ 商店街単位での個性と魅力にあふれる空間の創出  
[実施内容] 未実施
- ④ 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 都市景観形成地域の指定 (S63)  
・ 景観形成基準の設定 (S63)  
・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)  
・ 景観に関する啓発・誘導 (S63～)  
・ 融資のあっせん制度 (H1～H16)  
・ 景観アドバイザーによる技術的支援 (H15～)  
・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17～)  
・ 広告景観整備地区の指定 (H24)  
・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)  
・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)
- ⑤ 高層・大規模建築物などの景観上の配慮  
[実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)  
・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)
- ⑥ 景観協定の推奨  
[実施内容] ・ 景観協定に係る活動への支援 (H2～)
- ⑦ 景観形成住民団体の推奨  
[実施内容] ・ 景観形成市民団体の活動への支援 (H1～)  
・ 景観整備機構指定制度 (H27～)
- ⑧ 歩行者空間の整備  
[実施内容] ・ 歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳等整備 (随時)
- ⑨ 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備  
[実施内容] ・ 下水道・道路・公園等の都市施設の整備 (随時)

## (3) 考察

## ① 個性をいかした親しみと魅力ある商店街の形成

- ・ 歴史的建造物が維持・保全され、重要な観光資源になっている。
- ・ 商業施設の誘導策や、商店街単位での個性と魅力にあふれる空間を創出するための施策が講じられていないこともあり、地域の商店街が衰退する要因の一つになっている。
- ・ 基準に合致していない屋外広告物が一部掲出されている。

## ② まとまりのある景観の形成

- ・ 景観形成基準による高層建築物等の建設の抑制や屋外広告物の規制などを行ったため、周辺の歴史的環境と調和のとれた景観形成が図られている。
- ・ 景観形成市民団体の活動が低調であるとともに、景観協定の実績がないなど、市民意識の醸成に課題が生じている。
- ・ 歴史的建造物に対する助成制度について、これまでの実績や所有者からの要望、保全調査の結果を受けて、見直しを検討する必要がある。
- ・ 景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。
- ・ 景観登録建築物のさらなる物件の登録を推進していく必要がある。

## ③ 安全で快適な環境の整備

- ・ 下水道や道路などの整備により居住環境が向上している。
- ・ 密集している木造家屋が減少したことにより、地域内の防災性が向上している。

### 3 まちなみ景観（港湾地景観）

#### （1）基本方針

##### ① 個性と活力のある港湾地の形成

歴史を背景とした個性をいかしながら港湾機能の質的な充実を図り、活力のある港湾地の形成をめざします。

##### ② まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあっては、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観形成をめざします。

##### ③ うるおいのある環境の整備

市民のみならず市外からの来訪者にとっても、港に親しみ、くつろぎの場となる空間の創造と、環境の整備を図ります。



末広町

#### （2）施策の方向

##### ① 歴史的建造物の保全と活用

- [実施内容]
- ・ 都市景観形成地域の指定（S63）
  - ・ 景観形成指定建築物等の指定（S63）
  - ・ 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
  - ・ 西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
  - ・ 景観登録建築物の登録（H25）
  - ・ 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

##### ② 港をいかした新たな産業活動の誘導

- [実施内容]
- ・ 臨海研究所（旧函館西警察署）の整備（H19）
  - ・ 赤レンガ倉庫群の再生

- ③ 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導  
 [実施内容] ・ 都市景観形成地域の指定 (S63)  
 ・ 景観形成基準の設定 (S63)  
 ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63～)  
 ・ 景観に関する啓発・誘導 (S63～)  
 ・ 融資のあっせん制度 (H1～H16)  
 ・ 景観アドバイザーによる技術的支援 (H15～)  
 ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度 (H17～)  
 ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)  
 ・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)  
 ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)
- ④ 高層・大規模建築物などの景観上の配慮  
 [実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)  
 ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)
- ⑤ 景観協定の推奨  
 [実施内容] ・ 景観協定に係る活動への支援 (H2～)
- ⑥ 景観形成住民団体の推奨  
 [実施内容] ・ 景観形成市民団体の活動への支援 (H1～)  
 ・ 景観整備機構指定制度 (H27～)
- ⑦ オープンスペースの確保と, 市民が港に接することのできる憩いの場の創出  
 [実施内容] ・ ウォーターフロント (石畳, ボードウォーク等) の整備 (H1～)  
 ・ パブリックアートの設置 (H11～H19)
- ⑧ 水と接し, 遊び親しむ海洋レクリエーションの場としての整備  
 [実施内容] ・ 国際水産・海洋総合研究センターの整備 (都市景観形成地域隣接地)  
 (H26)
- ⑨ 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備  
 [実施内容] ・ 下水道・道路・公園等の都市施設の整備 (随時)

(3) 考察

① 個性と活力のある港湾地の形成

- ・ 赤レンガ倉庫群などの歴史的建造物が店舗等の用途で再利用され、重要な観光資源となっている。
- ・ 空家となっている歴史的建造物があるなど、利活用に向けたさらなる取組が必要である。

② まとまりのある景観の形成

- ・ 景観形成基準による高層建築物等の建設の抑制や屋外広告物の規制などを行ったため、周辺の歴史的環境と調和のとれた景観形成が図られている。
- ・ 景観形成市民団体の活動が低調であるとともに、景観協定の実績がないなど、市民意識の醸成に課題が生じている。
- ・ 歴史的建造物に対する助成制度について、これまでの実績や所有者からの要望、保全調査の結果を受けて、見直しを検討する必要がある。
- ・ 景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。
- ・ 景観登録建築物のさらなる物件の登録を推進していく必要がある。

③ うるおいのある環境の整備

- ・ ウォーターフロントの石畳舗装やボードウォークの整備などの修景を施し、うるおいのある環境が整備されている。
- ・ 下水道や道路などの都市施設の整備が進んでいる。
- ・ 歴史的な景観と調和した道路や照明灯などが老朽化しており、早期の改修が望まれる。
- ・ パブリックアートの設置により、公共空間の質的向上に寄与したが、その設置箇所が一部に限定されていることや、設置の認知度が低いなどの課題もある。



#### 4 まちなみ景観（景観形成街路沿道区域）

##### （1）基本方針

###### ① 函館らしさを際立たせる景観の形成

函館の歴史性と地形上の特色をいかし、より函館らしさを際立たせる景観形成をめざします。

###### ② 伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成

新たな建築行為等にあっては、周辺の伝統的建造物群保存地区との連続性に配慮した景観形成をめざします。



船見町

##### （2）施策の方向

###### ① 伝統的建造物群保存地区と一体となった景観誘導

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定（S63）
  - ・ 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
  - ・ 融資のあっせん制度（H1～H16）
  - ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）

###### ② 事前協議制度の活用

- [実施内容]
- ・ 景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）
  - ・ 事前協議制度（H24～）

(3) 考察

① 函館らしさを際立たせる景観の形成

- ・ 景観形成基準を設定し、景観誘導を行ったことにより、隣接する伝統的建造物群保存地区と調和のとれた景観形成が図られている。
- ・ 景観形成街路の路面のグレードアップや地域に合った街路樹や街路灯の整備などの高質化が必要なエリアが残っている。

② 伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成

- ・ 事前協議制度を導入したことにより、早い段階からのアドバイスによる景観誘導が可能となったが、一方では、そのアドバイスが反映されず、景観形成街路沿いに駐車スペースが設けられるなど、町並みの連続性を失わせるケースもあった。

## 5 街路景観

### (1) 基本方針

#### ① 地形と歴史をいかした個性的な街路空間の創出

現在の街路構成をいかし、さらにその質を高め、より個性的で歴史を感じるこ  
とのできる街路空間を創出する。

#### ② 親しみとうるおいのある歩行者空間の創出

車と人の調和を図り、来訪者や地域に居住する人たちにとっても安全で親しみ  
が持て、うるおいのある歩行者空間を創出する。

#### ③ 人を結ぶ生活空間としての整備

地域の成熟したコミュニティをささえる、語らいや憩いの場として生活道路を  
整備する。



八幡坂

### (2) 施策の方向

#### ① 地域の歴史的環境にあった個性的で快適なシンボルロードの整備

[実施内容] ・ 歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳等整備（随時）

#### ② 主要な街路の石畳整備

[実施内容] ・ 歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳等整備（随時）

#### ③ 特徴的な石垣・煉瓦塀などの保全・整備

[実施内容] ・ 景観形成指定建築物等の指定（S63）  
・ 伝統的建造物の特定（S63）  
・ 環境物件の特定（S63）

- ④ 主要な街路の電線等の地中化  
[実施内容] ・ 主要な街路での電線等の地中化の実施 (H5～)
- ⑤ 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
- ⑥ 案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上  
[実施内容] ・ デザイン性のある案内標識の設置 (H2～H24)  
・ 町並みにあったストリートファニチャー類の設置 (H25～H26)
- ⑦ 街路植栽と街路照明の計画的整備  
[実施内容] ・ 歴史的建造物のライトアップ (H2～H21)  
・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)  
・ 主要な街路における植栽の整備 (随時)  
・ 主要な街路における照明灯の整備 (随時)
- ⑧ 交通規制や駐車場の整備・歩車共存道路の整備等による地域住民や歩行者の安全確保と、ポケットパークの整備などによる快適な歩行者空間の創出  
[実施内容] ・ 元町観光駐車場の整備 (H13)  
・ 元町観光バス駐車場の整備 (H13)  
・ 主要な街路における植栽の整備 (随時)  
・ 主要な街路での交通規制の実施
- ⑨ 花いっぱい運動や通りに名前をつける運動をつうじての親しみのある街路づくり  
[実施内容] ・ 主要な街路に別称をつける (開港通り) (H26)  
・ 主要な街路における植栽の整備 (随時)

## (3) 考察

## ① 地形と歴史をいかした個性的な街路空間の創出

- ・ 地域にあった個性的で歴史を感じることでできる街路空間が創出されている。
- ・ 石畳整備や電線の地中化、町並みに調和したストリートファニチャーの設置など、地域にあった個性的で歴史を感じることでできる街路空間が創出されている。
- ・ 歴史的に重要な石垣や煉瓦塀などの指定等により、維持のための補助金を支出するなど支援を行うことで、歴史的な町並みの保存・保全に繋がっている。
- ・ 主要な街路で交通規制を行ったことにより、路上駐車が減少した。
- ・ 道路の破損やストリートファニチャーの老朽化が散見される。
- ・ 石垣などの環境物件の維持・管理は多額の費用がかかることから、その改修が進んでいない。

## ② 親しみとうるおいのある歩行者空間の創出

- ・ 主要な街路に樹木や花を植栽し、うるおいのある歩行者空間が創出されている。
- ・ 植栽は主要な街路に留まっており地域全体に広がりがないことや、ポケットパークの整備、冬期間の歩行者環境の確保などの課題もある。

## ③ 人を結ぶ生活空間としての整備

- ・ 坂名の由來說明の表示などデザイン性のある案内標識の設置を行い、親しみのある街路づくりを進めている。
- ・ 路上駐車の減少により、良好な街路景観が保たれるとともに、災害時の緊急車両等の通行円滑化に寄与している。

## 6 水辺景観

### (1) 基本方針

① 親しみのもてる水辺空間の創出

港と市民の結接点および市民の憩いの場として、親しみのもてる空間を創出する。

② 歴史をいかした水辺空間の創出

歴史的港湾施設を保全・整備し、個性的で魅力ある水辺空間を創出する。

③ 港湾機能との調和

より活力にみちた、新たな活動の場として、魅力的な空間の整備を図る。



大町

### (2) 施策の方向

① 親水性の高い水辺の創出

[実施内容] ・ ウォーターフロント（石畳，ボードウォーク等）の整備（H1～）

② ウォーターフロントの整備と市民が港に接することのできる憩いの場の創出

[実施内容] ・ ウォーターフロント（石畳，ボードウォーク等）の整備（H1～）

③ 倉庫や堀割などの歴史的港湾施設の保全と、特徴的な景観資源としての整備・活用

[実施内容] ・ 赤レンガ倉庫群を伝統的建造物，堀割を環境物件に特定（S63）

④ 水と接し，遊び親しむ海洋レクリエーションの場としての整備

[実施内容] ・ 臨海研究所（旧函館西警察署）の整備（H19）

・ 国際水産・海洋総合研究センターの整備（都市景観形成地域隣接地）（H26）

(3) 考察

① 親しみのもてる水辺空間の創出

- ・ ウォーターフロントの石畳舗装やボードウォークの整備などの修景を施し、親しみのもてる水辺空間として創出されている。
- ・ ボードウォークは市民の認知度が低いことから、利用促進のための施策を講じるなどの工夫が望まれる。

② 歴史をいかした水辺空間の創出

- ・ 歴史的港湾施設として保全・整備された建造物が、魅力ある水辺空間を創出し多くの観光客が訪れている。
- ・ 歴史的な景観と調和した道路や照明灯などが老朽化しており、早期の改修が望まれる。

③ 港湾機能との調和

- ・ 歴史的建造物を活用した臨海研究所の整備のほか、都市景観形成地域隣接地では国際水産・海洋総合研究センターの整備が行われるなど、港湾機能を補完し成長させる新たな施設の設置が進められている。
- ・ マリンフェスティバルなど港湾に関するイベント等が行われている。

## 7 地域外からの眺望景観

### (1) 基本方針

#### ① 水と緑に調和した景観形成

地域の背景となっている水(函館港)と緑(函館山)に融合した、うるおいのある地域景観を形成する。

#### ② まとまりのある景観形成

新たな創造においても、地域全体のまとまりが失われることなく、より質の高い環境が得られるよう、計画的な景観形成を図る。

#### ③ 地域を象徴する新たなシンボルの形成

歴史性の中にも新たな時代にいきっていく地域として、そのシンボルとなる景観を形成する。



中央ふ頭から見た函館山

### (2) 施策の方向

#### ① 高層建築物や大規模建築物などに対する規制・誘導

- [実施内容]
- ・ 景観形成基準の設定 (S63)
  - ・ 都市景観地域内の届出制度, 届出に対する助言・指導 (S63~)
  - ・ 景観デザイン指針による誘導 (H24~)

#### ② 屋外広告物などに対する規制・誘導

- [実施内容]
- ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)
  - ・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)



- ③ 街路照明や建物の夜間照明などによる、地域の個性の効果的演出  
[実施内容] ・ 歴史的建造物のライトアップ (H2～H21)  
・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)  
・ 主要な街路における照明灯の整備 (随時)
- ④ 新たな時代へむけた地域形成のシンボルとなるランドマークの創造・育成  
[実施内容] ・ 景観形成基準の設定 (S63)  
・ 公共空間のあり方についての指針による誘導 (H8～)  
・ 地域交流まちづくりセンターの整備 (H19)  
・ 臨海研究所 (旧函館西警察署) の整備 (H19)  
・ 景観デザイン指針による誘導 (H24～)

### (3) 考察

- ① 水と緑に調和した景観形成
- ・ 条例制定前に建設された高層住宅はあるものの、景観形成基準の高さ制限等で、高層建築物等の建設が抑制され、地域外からの眺望景観が保全されている。
  - ・ 良好な眺望景観を有する視点場が未整備となっている箇所も残っている。
- ② まとまりのある景観形成
- ・ 屋外広告物の許可基準・誘導基準を厳格化したことにより、周辺の景観と調和した町並みが創出されている。
  - ・ 歴史的建造物のライトアップや街路照明等の一体的な整備により、まとまりのある景観が形成され、夜間景観の魅力が増している。
  - ・ 基準に合致していない屋外広告物が一部掲出されている。
  - ・ 照明灯などが老朽化しており、早期の改修が望まれる。
- ③ 地域を象徴する新たなシンボルの形成
- ・ 地域交流まちづくりセンターの改修整備など、地域のシンボルとなる新たな公共施設が整備された。
  - ・ 民間による新たなシンボル形成が不十分である。

## 8 元町公園周辺地区景観

### (1) 基本方針

#### ① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

旧函館区公会堂，旧北海道庁函館支庁庁舎や旧開拓使函館支庁書籍庫，旧イギリス領事館といった指定文化財をはじめ，函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

#### ② 景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし，さらに引き出す努力をつづけ，函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

#### ③ 安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備や建物の防寒改修等をはじめとして居住環境の向上に努め，安全で快適な地区形成を図る。



旧函館区公会堂

### (2) 施策の方向

#### ① 伝統的建造物群保存地区の指定

[実施内容] ・ 伝統的建造物群保存地区の指定 (S63)

#### ② 歴史的建造物の保存と活用

[実施内容] ・ 伝統的建造物の特定 (S63)  
・ 環境物件の特定 (S63)  
・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)  
・ 西部地区歴史的町並み基金による助成 (H4～H28)  
・ 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理 (H23～)  
・ 歴史的建造物の継承・活用の推進 (H27～)

- ③ 建築物や工作物などに対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 許可基準の設定 (S63)  
・ 修景基準の設定 (S63)  
・ 伝統的建造物群保存地区内の許可制度 (S63～)  
・ 修景による誘導 (H1～)
- ④ 旧イギリス領事館の、開港にかかわる歴史資料を展示する開港記念館としての整備  
[実施内容] ・ 旧イギリス領事館(開港記念館)の整備 (H4)
- ⑤ 基坂の石畳整備と緑化  
[実施内容] ・ 基坂の石畳整備と緑化整備 (H5～H6)
- ⑥ 日和坂の石畳整備  
[実施内容] ・ 日和坂の石畳整備(一部) (H24～H25)
- ⑦ 散策路の整備  
[実施内容] ・ 港が丘通の整備(石畳整備) (H2～H4)
- ⑧ 電線等の地中化  
[実施内容] ・ 主要な街路での電線等の地中化の実施 (H5～)
- ⑨ 環境にあわせたデザインの防護柵の設置  
[実施内容] ・ 歴史的な環境に配慮した防護柵等の設置 (H21～H25)
- ⑩ 環境にあわせたデザインの街灯整備  
[実施内容] ・ 歴史的建造物のライトアップ (H2～H21)  
・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)  
・ 歴史的な環境に配慮した街灯の整備(随時)
- ⑪ 案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上  
[実施内容] ・ デザイン性のある案内標識の設置 (H2～H24)  
・ まちあるき休憩ベンチ整備 (H25～H26)
- ⑫ 駐車場の緑化  
[実施内容] ・ 許可基準の設定 (S63)  
・ 元町観光駐車場の緑化 (H13)
- ⑬ 特徴的な石垣などの保全・整備  
[実施内容] ・ 環境物件の特定 (S63)

- ⑭ 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)  
・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
- ⑮ 屋外広告物に対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)  
・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
- ⑯ 下水道の整備  
[実施内容] ・ 下水道の整備(～H21)
- ⑰ 地区周辺の駐車場の整備  
[実施内容] ・ 元町観光駐車場の整備 (H13)
- ⑱ その他, 計画にはないが実施した方策  
[実施内容] ・ 元町公園の拡張整備 (H16～H18)  
・ 住宅リフォーム補助制度 (H24～)

### (3) 考察

- ① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備
  - ・ 旧函館区公会堂や旧イギリス領事館などの改修・整備を行うなど, 函館の歴史を表現する建造物が保存・活用されている。
  - ・ 街路の石畳整備をしたことにより, 歴史的な環境の創出に繋がっている。
  - ・ 利活用されていない歴史的建造物が残っている。
  - ・ 伝統的建造物に対する助成について, これまでの実績や所有者からの要望, 保全調査の結果を受けて, 見直しの検討が必要である。
- ② 景観特性をいかした町並みの形成
  - ・ 電線等の地中化やストリートファニチャー等の整備により, 地区の景観特性がいかされ, 歴史を強く表現する町並みの形成が図られている。
  - ・ 地区内に複数の駐車場が整備されたことで, 歴史的な町並みの連続性を阻害している。
- ③ 安全で快適な居住環境の実現
  - ・ 下水道や道路などの整備を行うとともに, 建物の防寒改修や耐震改修に対して支援することで居住環境が向上し, 安全で快適な地区が形成されている。
  - ・ 人口減少と高齢化が著しい地区となっており, 対策が必要となっている。

## 9 函館ハリストス正教会復活聖堂周辺地区景観

### (1) 基本方針

#### ① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

函館ハリストス正教会復活聖堂をはじめ、カトリック元町教会や東本願寺函館別院などの宗教建築のほか、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

#### ② 景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

#### ③ 安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備や建物の防寒改修等をはじめとして居住環境の向上に努め、安全で快適な地区形成を図る。



函館ハリストス正教会復活聖堂

### (2) 施策の方向

#### ① 伝統的建造物群保存地区の指定

[実施内容] ・ 伝統的建造物群保存地区の指定 (S63)

#### ② 歴史的建造物の保存と活用

[実施内容] ・ 伝統的建造物の特定 (S63)  
 ・ 環境物件の特定 (S63)  
 ・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)  
 ・ 西部地区歴史的町並み基金による助成 (H4～H28)  
 ・ 歴史的建造物の継承・活用の推進 (H27～)

- ③ 建築物や工作物などに対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 許可基準の設定 (S63)
  - ・ 修景基準の設定 (S63)
  - ・ 伝統的建造物群保存地区内の許可制度 (S63～)
  - ・ 修景による誘導 (H1～)
  
- ④ 散策路の整備  
[実施内容] ・ 港が丘通の整備 (石畳整備) (H2～H4)
  
- ⑤ 電線等の地中化  
[実施内容] ・ 主要な街路での電線等の地中化の実施 (H5～)
  
- ⑥ 環境にあわせたデザインの防護柵の設置  
[実施内容] ・ 歴史的な環境に配慮した防護柵等の設置 (随時)
  
- ⑦ 環境にあわせたデザインの街灯整備  
[実施内容] ・ 歴史的建造物のライトアップ (H2～H21)
  - ・ ガス灯風街路灯の整備 (H2～H21)
  - ・ 歴史的な環境に配慮した街灯の整備 (随時)
  
- ⑧ 案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上  
[実施内容] ・ デザイン性のある案内標識の設置 (H2～H24)
  - ・ まちあるき休憩ベンチ整備 (H25～H26)
  
- ⑨ 駐車場の緑化  
[実施内容] ・ 許可基準の設定 (S63)
  
- ⑩ 特徴的な石垣・煉瓦塀などの保全・整備  
[実施内容] ・ 環境物件の特定 (S63)
  
- ⑪ 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)
  - ・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
  
- ⑫ 屋外広告物に対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)
  - ・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)

- ⑬ 下水道の整備  
[実施内容] ・ 下水道の整備(～H21)
- ⑭ 地区周辺の駐車場の整備  
[実施内容] 未実施
- ⑮ その他、計画にはないが実施した方策  
[実施内容] ・ 住宅リフォーム補助制度 (H24～)

### (3) 考察

- ① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備
  - ・ 教会や寺院など歴史的建造物の保存に対し支援を行ってきたことにより、函館の歴史を表現する建物が保存・活用されている。また、周辺の街路を整備したことにより、歴史的な環境の創出に繋がっている。
  - ・ 利活用されていない歴史的建造物が残っている。
  - ・ 伝統的建造物の隣接地が空地となっていたり一般の建築物が立地しているなど、町並みの連続性が乏しい。
  - ・ 復原されていない伝統的建造物がある。
  - ・ 伝統的建造物に対する助成について、これまでの実績や所有者からの要望、保全調査の結果を受けて、見直しの検討が必要である。
- ② 景観特性をいかした町並みの形成
  - ・ 電線等の地中化やストリートファニチャー等の整備により、地区の景観特性がいかされ、歴史を強く表現する町並みの形成が図られている。
  - ・ 地区周辺の公的駐車場の整備が進んでいない。また、民間の老朽建築物が解体された後には、駐車場として利用され、歴史的な町並みの連続性を阻害している。
- ③ 安全で快適な居住環境の実現
  - ・ 下水道や道路などの整備を行うとともに、建物の防寒改修や耐震改修に対して支援することで居住環境が向上し、安全で快適な地区が形成されている。
  - ・ 人口減少と高齢化が著しい地区となっており、対策が必要となっている。

## 10 金森倉庫群周辺地区景観

### (1) 基本方針

#### ① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

金森倉庫などの倉庫群や旧函館郵便局をはじめとして、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

#### ② 景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

#### ③ 港との連続性の向上

港との連続性を高め、個性的でうるおいのある、快適な地区形成を図る。



金森倉庫群

### (2) 施策の方向

#### ① 伝統的建造物群保存地区の指定

[実施内容] ・ 伝統的建造物群保存地区の指定 (S63)

#### ② 歴史的建造物の保存と活用

[実施内容] ・ 伝統的建造物の特定 (S63)  
・ 環境物件の特定 (S63)  
・ 伝統的建造物や環境物件等に対する助成 (H1～)  
・ 西部地区歴史的町並み基金による助成 (H4～H28)  
・ 歴史的建造物の継承・活用の推進 (H27～)



- ③ 建築物や工作物などに対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 許可基準の設定 (S63)  
・ 修景基準の設定 (S63)  
・ 伝統的建造物群保存地区内の許可制度 (S63～)  
・ 修景による誘導 (H1～)
- ④ 散策路の整備  
[実施内容] ・ 金森倉庫群周辺の街路の整備 (H6～)
- ⑤ 電線等の地中化  
[実施内容] ・ 主要な街路での電線等の地中化の実施 (H5～)
- ⑥ 環境にあわせたデザインの防護柵の設置  
[実施内容] ・ 歴史的な環境に配慮した防護柵等の設置 (随時)
- ⑦ 環境にあわせたデザインの街灯整備  
[実施内容] ・ 歴史的な環境に配慮した街灯の整備 (随時)
- ⑧ 案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上  
[実施内容] ・ デザイン性のある案内標識の設置 (H2～H24)  
・ まちあるき休憩ベンチ整備 (H25～H26)
- ⑨ 駐車場の緑化  
[実施内容] ・ 許可基準の設定 (S63)
- ⑩ 特徴的な煉瓦塀などの保全・整備  
[実施内容] ・ 伝統的建造物の特定 (S63)
- ⑪ 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)  
・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
- ⑫ 屋外広告物に対する規制・誘導  
[実施内容] ・ 広告景観整備地区の指定 (H24)  
・ 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定 (H24)
- ⑬ 下水道の整備  
[実施内容] ・ 下水道の整備(～H21)

⑭ 地区周辺の駐車場の整備

[実施内容] ・ 民間による駐車場の整備

⑮ 倉庫や堀割などの歴史的港湾施設の保全と、特徴的な景観資源としての整備・活用

[実施内容] ・ 伝統的建造物の特定 (S63)  
・ 環境物件の特定 (S63)

(3) 考察

① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

- ・ 金森倉庫群などの函館の歴史を表現する建造物が保存・活用されている。また、周辺の街路を整備したことにより、歴史的な環境の創出に繋がっている。
- ・ 復原されていない伝統的建造物がある。
- ・ 伝統的建造物に対する助成について、これまでの実績や所有者からの要望、保全調査の結果を受けて、見直しの検討が必要である。

② 景観特性をいかした町並みの形成

- ・ 道路空間の高質化やストリートファニチャー等の整備により、地区の景観特性がいかされ、歴史を強く表現する町並みの形成が図られている。
- ・ 照明灯などが老朽化しており、早期の改修が望まれる。

③ 港との連続性の向上

- ・ 環境物件である堀割から、遊覧ボートが運航しているなど歴史的港湾施設として保存・整備した建造物と港との連続性が保たれ、快適な地区形成が図られている。

### 第3節 基本目標の検証

本節では、前節で行った「誘導計画」と「保存計画」の検証結果を基に、基本目標の達成状況について検証する。

～以下、昭和63年度に策定した都市景観形成地域景観形成計画より抜粋～

#### 2. 基本目標

##### ① 歴史的環境の保全

当地域の歴史的環境は、地域住民のみならず市民全体が共有する貴重な財産であり、誇りとするものである。

地域住民の共感を育むものとしても、保全し、継承していくことが大切である。

##### ② 居住環境の質的向上

当地域の居住環境は、従来の安全性・保健性・利便性などの主に量的整備の尺度からすれば、決して良好なものとは言い難い。

これらは早急に解消する必要があるが、その際にアメニティ（快適性）といった生活空間の質的な視点が重要であり、景観形成の目標の一つもそこにある。

##### ③ 魅力ある環境の創出

当地域は市民の精神的な核・シンボル核として、より魅力ある環境を創出する必要がある。

古い建物の再利用を含め、歴史的環境をいかし、現代の生活様式に適合した、新たな環境の創出が大切である。

#### 1 「歴史的環境の保全」について

- ・ 景観条例を制定し、町並みの規制や誘導、歴史的建造物に対する支援などの取組を行ったことにより、歴史的環境が保全されている。
- ・ 景観形成基準で建築物の高さを制限したことにより、マンションなどの高層建築物等の建設が抑制された。
- ・ 街路空間や港湾空間などの環境整備をしたことにより、地域の景観特性が活かされ、歴史的環境が保全されている。
- ・ 景観登録建築物の登録制度を創設したことにより、これまでの歴史的建造物と併せて、歴史的環境の保全に繋げることができた。
- ・ 歴史的な建造物が再利用され、重要な観光資源となっているが、空家となっている歴史的な建造物があるなど、利活用に向けたさらなる取組が必要である。
- ・ 復原することを想定して伝統的建造物に特定した物件が、復原されずに残っている。
- ・ 伝統的建造物の隣接地が空地となっていたり一般の建築物が立地しているなど、町並みの連続性が乏しい。
- ・ 景観形成基準を定めたものの、一般的な住宅と同様の外観を有する住宅が建築され

ている。

- ・ 基準に合致していない屋外広告物が一部掲出されている。
- ・ 歴史的建造物への補助制度が構造・用途・面積などの区分がなく、補助金額の上限が一律であるなど、実態と乖離している場合がある。
- ・ 歴史的建造物に対する助成制度について、これまでの実績や所有者からの要望、保全調査の結果を受けて、見直しを検討する必要がある。
- ・ 景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。
- ・ 景観登録建築物は10件の登録に留まっており、さらなる物件の登録を促進していく必要がある。
- ・ 旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が残っており、その活用策について検討する必要がある。

## 2 「居住環境の質的向上」について

- ・ 下水道や道路などの整備により居住環境が向上している。
- ・ 主要な街路に樹木や花を植栽し、うるおいのある歩行者空間が創出されている。
- ・ 坂名の由来説明の表示などデザイン性のある案内標識の設置を行い、親しみのある街路づくりを進めている。
- ・ 雨水排水が古い側溝のままであるなど、都市基盤の整備が必要なエリアも残っている。
- ・ 生活道路や坂道など、より安全に利用でき、魅力的な空間にするため、バリアフリー化や道路の高質化などの施策が必要である。
- ・ 植栽による道路の高質化は、主要な街路に留まっており地区全体に広がりが無い。
- ・ 地域の居住人口が減少し、コミュニティの維持が困難な状況になりつつある。
- ・ 景観協定の制度を創設したものの、活用されるまでに至っていない。
- ・ 未接道敷地や狭小宅地を解消するなど、安全で快適な居住環境を推進する施策が必要である。
- ・ 共同建て替えや多世代が居住する住宅を推奨する施策が講じられていない。

## 3 「魅力ある環境の創出」について

- ・ 現在の街路構成を生かし、地域にあった個性的で歴史を感じることでできる街路空間が創出されている。
- ・ 石畳整備や電線の地中化、町並みに調和したストリートファニチャーの設置など、地域にあった個性的で歴史を感じることでできる街路空間が創出されている。
- ・ 歴史的に重要な石垣や煉瓦塀などの指定等により、維持のための補助金を支出するなど支援を行うことで、歴史的な町並みの保存・保全に繋がっている。
- ・ 歴史的建造物のライトアップや街路照明等の一体的な整備により、まとまりのある景観が形成され、夜間景観の魅力が増している。

- ・ 条例制定前に建設された高層住宅はあるものの、景観形成基準の高さ制限等で、高層建築物等の建設が抑制され、地域外からの眺望景観が保全されている。
- ・ ウォーターフロントの石畳舗装やボードウォークの整備などの修景を施し、魅力ある環境が創出されている。
- ・ 商業施設や、商店街に対する景観誘導が講じられていないこともあり、地域の商店街が衰退する要因の一つになっている。
- ・ 道路の破損やストリートファニチャー、照明灯の老朽化が散見される。
- ・ 石垣などの環境物件の維持・管理は多額の費用がかかることから、その改修が進んでいない。
- ・ ボードウォークは市民の認知度が低いことから、利用促進のための施策を講じるなどの工夫が望まれる。
- ・ 伝統的建造物群保存地区内に複数の駐車場が整備されたことで、歴史的な町並みの連続性を阻害している。
- ・ 景観形成街路沿いに駐車スペースが設けられるなど、町並みの連続性を失わせるケースもある。
- ・ 良好な眺望景観を有する視点場が未整備となっている箇所も残っている。
- ・ 地域交流まちづくりセンターの改修整備など、地域のシンボルとなる新たな公共施設が整備されたが、民間による新たなランドマーク形成が乏しいことから、投資意欲につながる対策が必要である。
- ・ 景観形成住宅等建築奨励金制度の活用が、年間1～2件と低調となっている。
- ・ 西部地区に居住するための取組が不足していることから、地区の魅力を発信することや、地域の活性化に対する取組が必要である。

